

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

2学期当初の教育活動について(お知らせ)

平素より本市の教育活動に、ご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、8月27日(金)から9月12日(日)まで、愛知県に「緊急事態宣言」が発令されました。最近急増している「デルタ株」は感染力が強く、若年層も感染しやすい状況にありますので、感染防止の意識を高めていく必要があります。

そこで、2学期当初の学校開始について次のように実施してまいります。変更・追加した点(下線部分)と特にお願いしたい点についてお知らせします。ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

1 2学期当初の授業について

- ・感染症対策を講じて、9月1日より予定通り、2学期を開始します。
- ・学校で単独の陽性者が出た場合は、これまで通り、感染経路を調べ、消毒を行う等、必要に応じて休校措置をとります。加えて、学校で多数の陽性者が出た場合は、1週間程度、臨時休校もしくは学年閉鎖の措置をとる、その間はオンラインで学習の補助を行います。
- ・オンラインでの学習補助の試行のため、9月10日までに1回、午前授業または早帰りの日を学校ごとで設定します。(給食を食べて下校)
オンライン試行日は各校よりお知らせします。
※学童・放課後なかよし教室利用者は、学校内でオンライン試行をしてから、学童・放課後なかよし教室に行きます。

2 9月からの登校について(学校にウイルスを持ち込まない)

- ・お子様の健康状態を観察(検温)し、健康カードに記入して、登校させてください。
 - ・「風邪の症状がある」などの体調不良の場合は、必ず欠席させてください。「出席しなくてもよい日」とします。症状が改善されるまで自宅で休養してください。
 - ・緊急事態宣言中は、同居する家族に「風邪の症状がある」場合も欠席させてください。この場合も「出席しなくてもよい日」とします。
 - ・同居の家族等が、濃厚接触者に特定された場合や、風邪の症状等によりPCR検査等を受ける場合は、学校に連絡をお願いします。欠席する場合は「出席しなくてもよい日」とします。
 - ・児童生徒に基礎疾患があったり、高齢者や基礎疾患のある家族と同居していたりするなど登校させることに不安がある場合も、「出席しなくてもよい日」とします。
 - ・感染予防のためマスクを着用させてください。マスクを外す場合は、感染防止のため、「十分な距離(少なくとも2m)を確保し、会話を控える」ようお願いください。
- ※お子様の体調に十分ご注意ください。
※ご家庭で心配なことがある場合は、学校に相談してください。

3 教育活動について(緊急事態宣言中)

- ・修学旅行・野外学習・校外学習等の行事は、行いません。
- ・部活動は対外活動、大会・発表会を含め行いません。

4 その他

- ・学校では、でき得る感染症対策を講じて教育活動を実施していきます。ご家庭の方でも、子どもたちの帰宅後の「遊び」や「習い事」や「スポーツ・文化活動」の場面など、細心の感染症対策をお願いします。
- ・感染予防のため、ご家庭での健康管理の徹底をお願いします。